

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年九月二十五日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一七―〇―一三〇

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表宮内庁の部内部部局の項中「宮務参事官」を削る。

別表金融庁の部内部部局の項中「審議官 政策立案参事官」を「政策立案総括審議官 審議官」に、「金

融会社室長」を「金融会社室長 仮想通貨モニタリング室長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「消費者教育推進室長」を削る。

別表総務省の部内部部局の項中「国際室長」を削る。

別表財務省の部内部部局の項中「為替実査室長」を「為替実査室長 資金移転対策室長」に、「人事企画

室長」を「人事企画室長 人事調整室長」に改め、同部財務事務所の項中「及び横浜財務事務所総務課」を「、横浜財務事務所総務課、京都財務事務所総務課及び神戸財務事務所総務課」に改め、同部税関支署出張所の項の次に次のように加える。

沖縄地区税関支署出張所

係又は主任を置く出張所の長 統括監視官

別表国税庁の部国税局の項中「局長」を「局長 情報システム監視官」に、「集中電話催告センター室長」を「集中電話催告センター室長 査察情報技術解析室長」に改める。

別表文化庁の部内部部局の項中「専門職」を「専門官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「保護事業室長」を「保護事業室長 成年後見制度利用促進室長」に、「保険医療企画調査室長」を「保険医療企画調査室長 医療技術評価推進室長」に、「、社会・援護局援護企画課又は保険局医療課」を「又は援護企画課」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「建設流通政策審議官 物流審議官 危機管理・運輸安全政策審議官」を「公共交通・物流政策審議官 建設流通政策審議官 危機管理・運輸安全政策審議官 海外プロジェクト審議官 公文書監理官」に、「総務調整官 情報公開室長」を「公文書監理・情報公開室長 総務調整官

」に改める。

別表観光庁の部内部部局の項中「審議官」を削る。

別表備考第一項中「令和元年五月三十一日」を「令和元年八月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。